

中学生向け視聴覚教材シナリオ（案）

(1) 「ルールづくり(ごみ収集に関するルールを作ろう)」

学習目標：ルール作成による紛争解決を通じて，社会生活におけるルールの意義及び
取り決めの重要性やルールの必要性，それを守る意義について理解する。

チャ プタ ー	シナリオ概要	教 材 頁
問題 提起 1	<p>【シーン1】タイトル</p> <p>00:01 ハウリス君「ごみ収集に関するルールを作ろう」</p> <hr/> <p>【シーン2】 黒板に町の地図が映し出される。 ハウリス君の説明とともに街にズームイン</p> <p>00:17 ハウリス君「僕ハウリス君，よろしくね。 とある小さな町・・・この町にできた新しい住宅街がここ・・・ この新しい住宅街に山村さん一家が引っ越してきたところから， 町全体を巻き込む事件が起こるんだ。」</p> <p>00:47 山村さん「新しい町に新しい家，これからの生活が楽しみ。」</p> <p>山村さん家族が話しているところに，山本不動産の店主がやってくる。</p> <p>山村さん「あ，山本さん，こんにちは。」</p> <p>山本不動産「こんにちは。今日からこの町での生活が始まりますね。 この新しい住宅街の家は，どこも，私たち山本不動産が管理して いる物件です。困ったことがあったら，いつでも相談してくださ い。」</p> <p>山村さん「ありがとうございます。」</p>	17, 18, 21, 22

【シーン3】

数日後・・・。

01:26

山村さん「ええっと、燃えるごみの日は何曜日だったっけ。」

説明書きをアップ

山村さん「燃えるごみは火曜日と金曜日の朝、燃えないごみは木曜日か。」

山村さんがごみ収集所にごみを出しに行くと、川上さんがいて、二人が挨拶する。

01:48

山村さん「おはようございます。最近引っ越してきました山村です。
どうぞよろしくをお願いします。」

川上さん「こちらこそ、よろしくをお願いします。
私はそこに住んでいる川上です。」

	<p>【シーン4】ごみ収集所</p> <p>ある日、山村さんが間違えて木曜日（燃えないごみの日）に生ごみ（燃えるごみ）を出してしまい、ごみが回収されず、生ごみをカラスに荒らされる。</p> <p>ハウリス君が画面隅に登場</p> <p>02:18</p> <p>ハウリス君「アレレ？</p> <p>木曜日は燃えないごみの日なのに、山村さんは間違えて生ごみを捨てちゃったね。」</p> <p>ハウリス君退場</p> <p>川上さん、カラスと散らかったごみを見て。</p> <p>02:34</p> <p>川上さん「キャー、カラス！もう...今日は燃えないごみの日なのに・・・</p> <p>誰が生ごみを捨てたのかしら。」</p> <p>02:44</p> <p>ハウリス君が画面隅に登場</p> <p>ハウリス君「結局、山村さんは間違えてごみを出しちゃったことには気付かないままだったみたい。</p> <p>そしてこの後、町内会が開かれることになったんだ。さあいったいどうなるんだろう・・・。」</p> <p>ハウリス君退場</p>	
	<p>【シーン5】町内会</p> <p>公民館・・・</p> <p>03:09</p> <p>町内会長「今日は、町のごみ収集について話し合うために皆さんに集まっていたきました。まずは川上さんからご意見をどうぞ」</p> <p>03:17</p> <p>川上さん「これまで長い間、私の家の前にごみ収集所があることを我慢してきました。</p> <p>でも最近、新しい住宅ができてごみの量が増えているし、商店街を利用する人たちがごみを勝手に捨てていくから収集所は散らかっています。</p> <p>生ごみの日になると、猫がきてごみを散らかして悪臭がすごいので</p>	

す。
それに、この間は、燃えないごみの日なのに、生ごみが捨てられていて、カラスに荒らされていたんです。
もう限界です。ごみ収集所を変えてください。」

川上さんの回想映像。インサート。

03:58

高橋さん「川上さんの言うとおりです。
川上さんはいつも散らかったごみを掃除して片付けてくれているんですよ。川上さんにだけ負担をかけるのはおかしいです。
ごみ収集所に設定できる所は、この町の中では3か所あって、その中から選ぶことができるのだから、ごみ収集所の場所を見直しましょう。」

続いて、古くから町に住んでいる田中さんが発言。

04:22

田中さん「川上さんたちの言うことはよく分かります。
町全体でごみの量が増えているのは、
新しい住宅が増えているからです。
だったら、新しい住宅街の近くにごみ収集所を移すのが当然です。」

04:31

代わって山村さんが発言する。

04:41

山村さん「新しい住宅ができたと言っても、それほどごみの量が増えたわけではないと思います。
だからごみ収集所を変える必要はなくて、
ちゃんとみんながごみ出しのルールを守って捨てれば
問題はないと思います。」

山本不動産も同調する。

04:58

山本不動産「私は山村さんに賛成です。
新しい住宅街にはまだ売りに出している家があるので、
今新しい住宅街にごみ収集所を移されると、家が売れなくなっ

たり、家の値段を下げたりしなければならず、売上に影響が出て
しまいます。

今のごみ収集所から移さなくても良いように、みんながルール
を守るようにすれば良いのではないのでしょうか。」

太田さんも発言する。

05:29

太田さん「私も、ごみ収集所は今のままで良いと思います。

それより、ごみ出しのルールをどうやったらみんなが守るよにな
るのか、それを考えましょうよ。」

意見が割れ会議が紛糾（ガヤ）

それぞれの意見を受けて、町内会長が発言する。

05:45

町内会長「みなさん、よろしいでしょうか。この問題については、色々な意
見があるようですので、この機会に、ごみ収集所の場所をどこにす
るのが良いかを考え、ごみを出す時のルールを町内会規約で決める
ことにしましょう。」

<p>問題 提起 2</p>	<p>【シーン6】 テロップ ~みんなで町内会規約を考えよう~ ハウリス君が登場し、全体図を見せながら、現在のごみ出しのルールとそれぞれの住人の主張を確認する。</p> <p>06:02 ハウリス君「町内会での話合いの結果、ごみを出す時のルールを町内会規約で決めることになったみたいだね。その前に、この町の状況を復習しておこう。」</p> <p>町全体図を示して、現在のごみ収集所、ルールを確認する。</p> <p>06:20 ハウリス君「これが町の全体図。 今のごみ収集所は、川上さんの家の近くの この場所にある。」</p> <p>ごみ収集所を図面で分かりやすく表示する。</p> <p>ハウリス君「ごみを出せる日は、燃えるごみが火曜日と金曜日の朝だけ、 燃えないごみは木曜日の朝だけだったね。」（映像でも分かりやすく表示する。）</p> <p>住人の位置関係とそれぞれの主張</p> <p>06:48 ハウリス君「次は町の人たちの主張を整理しよう。 まず、今のごみ収集所の近くに住んでいる川上さんと、古くからこの街に住んでいる田中さんは収集所を変更すべきだと主張していた。田中さんは、新しいごみ収集所は、新しい住宅街の近くにすべきだとも言っていたね。」</p> <p>07:20 ハウリス君「一方で、新しく引っ越して来た山村さんと山本不動産の山本さん、 商店街に住む太田さんはごみ収集所を変更する必要はないと主張していたね。」</p>	
------------------------	---	--

	<p>ごみ収集所は3か所から選べる（画面に文字）</p> <p>07:37</p> <p>ハウリス君「ごみ収集所は，川上さんの家の近く，山村さんの家の近く，太田さんの家の近くの3か所から選ぶことができるんだ。」</p> <p>決めるべきルールはごみ収集所だけではない（画面に文字）</p> <p>07:50</p> <p>ハウリス君「町の人たちの中には，ごみ収集所をどこにするかだけでなく，みんながごみ出しのルールを守るようにすれば良いとも話していた人もいたよね。」</p> <p>問題提起（画面に文字）</p> <p>08:02</p> <p>ハウリス君「では，ごみ収集所の場所やごみ出しのルールを守るためにどのような町内会規約が良いか，考えてみよう。」</p>	
解説	<p>【シーン7】</p> <p>ハウリス君の解説</p> <p>1 なぜルールが必要なのか（画面に文字）</p> <p>08:22</p> <p>ハウリス君「みんなが考えた町内会規約は良い規約にできたかな。自分たちで作った町内会規約を振り返ってみよう。でも，その前に，ルールが何のためにあるのか理解しておく必要があるね。一言でルールといっても，僕たちが暮らす社会には，法律や条例，校則，規則といったルールがたくさんある。町内会規約もルールの1つだね。だけど，もしも，ルールがなくて，人の物を盗んでも，何の罰も与えられないような社会だったらどうだろう。いつ自分の大事な物を勝手に持って行かれるか分からない，そんな社会では安心して暮らせないよね。ルールを作ることで自分たちが安心して暮らすことができるようになる，ルールにはこういう役割があるんだ。」</p>	12 ~ 15

	<p>でも、ルール役割はそれだけじゃない。 例えば、もめごとが起きて、それがどうしても解決できなかったとしても、ずっとそのままにしておくことはできないよね。 そういうときのために、あらかじめルールを決めておけば、そのルールを当てはめて、もめごとを解決することができる。 ルールにはこんな役割もあるんだよ。」</p> <p>2 適切なルールとは（画面に文字）</p> <p>10:00</p> <p>ホウリス君「では、良いルール、適切なルールって何だろう。 ルールはみんなが守るものだから、一人一人ができるだけ納得して受け入れる必要がある。 だから、適切なルールと言えるかどうか判断する基準として、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none">目的を実現するための手段が適切であること、ルールそのものが明確であること、ルールの内容が平等・公正であること、ルールを作る手続が公平であること、 <p>といった基準が考えられるよ。」</p> <p>10:54</p> <p>ホウリス君「順番に説明するね。 目的を実現するための手段が適切であること。 ルールには目的があって、それを実現するための手段を定めているのが一般的なんだ。 例えば、ごみ収集所のごみが散乱しないようにする目的で、ごみを出す時にはネットをかけるというルールがあったとするね。 一方、同じ目的で、1分のずれも許されない、午前8時ちょうどにごみを出さなければならないというルールがあったとしたら、それは行き過ぎだと思わない？ このように、同じ目的を実現するためにいくつかの手段があるときには、その中で適切な手段を選択していることが必要なんだ。」</p>	
--	--	--

12:01

ハウリス君「 ルールそのものが明確であること。

これは、いく通りにも解釈されることがないってことなんだ。

例えば、ごみを出す時、一度に大量のごみを出してはいけないというルールがあったとする。

このルールだと、「大量のごみ」というのがどれくらいの量を意味しているのか、はっきりしないね。

これだと、ごみ袋4つ以上が「大量のごみ」と解釈する人がいる一方で、10個以上が「大量のごみ」と解釈する人もいそうだね。

こんな風に、人によって解釈が違ったら、そのルールを使って問題を解決することができないどころか、かえって新しい問題を起こしてしまう可能性もある。

それじゃあ、せっかく決めたルールの意味がないよね。」

13:07

ハウリス君「 ルールの内容が平等・公正であること。

立場が変わっても

そのルールを受け入れることができるということだよ。

例えば、新しく引っ越してきた住人だけがごみ収集所の掃除当番をしなければならない、というルールを作ったとする。

同じ条件なのに一部の人だけが得をして、

一部の人不利になるルールは、

みんなが納得して受け入れられるルールだとは言えないよね。」

13:43

ハウリス君「 ルールを作る手続が公平であること。

これまで説明した3つは、ルールの中身に関することだったけれど、4つめは、ルールを作る過程に、みんなが参加することができて、みんなの意見が反映される仕組みとなっているということなんだ。

もし、自分が住んでいる町のごみ出しのルールを作るときの話

	<p>合いに，自分だけが参加できないことにな っていたら，みんなはどう思うだろう？ 《納得できない，自分も話合いに参加させてほしい。》 って思うんじゃないかな。」</p> <p>14 : 29</p> <p>ハウリス君「最後に，今日の授業でみんなが考えてくれた町内会規約が 適切なルールになっているかどうか，振り返ってみよう。 そのときには，今まで説明した 目的を実現するための手段が適切かどうか， 明確かどうか， 内容が平等・公正かどうか， 手続は公平だったか という視点で振り返ってみてね。」</p> <p>~ 15:11</p>	
--	---	--

中学生向け視聴覚教材シナリオ（案）

(2) 「私法と消費者保護（契約とは何だろう）」

学習目標：身近な経済活動に対する関心を高め、具体的事例を通して、契約成立の要件や、契約には法律上の権利と義務が発生し、いったん成立した契約は守らなければならないことを理解させる他、消費者保護の観点から、例外的に契約を解消できる場合があることを理解させる。

チャ プタ ー	シナリオ概要	教 材 頁
導入	<p>【シーン1】タイトル</p> <p>00:01</p> <p>ハウリス君「契約とは何だろう」</p> <hr/> <p>【シーン2】</p> <p>00:12</p> <p>（佐々木さんが、街の店に入る。）</p> <p>佐々木「社会人になって初めてのボーナスをもらったばかりだし、何か買っちゃおうかなー。（商品を品定め。SALE と表示されたバッグ（値札はなし）に目がとまる。）</p> <p>あ、このバッグ、かわいい！」</p> <p>（店員がフレームイン）</p> <p>店員「お客様、こちらは、有名ブランド「ヴィエル」の人気商品です。バーゲンセール中で、10,000 円ですが、いかがでしょうか。」</p> <p>佐々木「そうなんですか。じゃあ、（バッグを店員に差し出して）これください。」</p> <p>（レジでのやりとりに）</p> <p>00:43</p> <p>佐々木「はい。」（佐々木が代金を手渡す。）</p> <p>店員「ちょうどいただきます。ただいま、お品物を準備いたします。」</p> <p>（店員が佐々木さんに商品を手渡す。）</p> <p>店員「ありがとうございました！」</p>	50, 55

	<p>【シーン3】 （ホウリス君が登場）</p> <p>01:03 ホウリス君「僕，ホウリス君。よろしくね。 佐々木さん，気に入ったバッグが買えてよかったね。 みんなも，普段の生活の中で，買い物をするところがあるよね。 お店で何かを買うという行為は，法律上，お店との間で 売買契約を結んだことになるんだ。</p> <p>01:28 契約は，基本的に，個人個人が結ぶものだけど， このような個人の間を定める法律のことを 「私法」と言う。 その代表が「民法」だよ。 これから，「私法」や「契約」の 基本的な考え方を紹介していくね。」</p>	
	<p>【シーン4】 （場面展開。それぞれの契約名を出す際に，テロップやイメージを挿入）</p> <p>01:54 ホウリス君「「契約」という言葉をみんなは聞いたことあるかな。 身近な例だと，コンビニエンスストアで， ジュースやお菓子をかうことは，お店との間で 「売買契約」を結ぶこと， スキーやスノーボードをするときに，スキーウェアや スノーボードなどをレンタルすることは， お店との間で「賃貸借契約」を結ぶことになるんだ。 こんな風に，みんなも， 普段意識していなくても， たくさんの契約に囲まれて生活している。 だから，「契約」は，日常の生活からは 切り離せない，大事なものなんだよ。」</p>	

<p>問題 提起</p> <p>1</p>	<p>【シーン5】 （「契約の成立」とテロップを出す。）</p> <p>02:44 ホウリス君「ところで、契約は、いつ成立するんだろう？ 先ほどの佐々木さんの事例を振り返って、 いつの時点で契約が成立したと言えるのか、考えてみよう。」 （各場面を回想しながら）</p> <p>03:02 店員さんが佐々木さんに対して「10,000 円ですが、いかがでしょうか。」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください」と言った時</p> <p>03:18 佐々木さんが店員さんに代金を支払った時</p> <p>03:27 店員さんが佐々木さんに商品を手渡した時</p> <p>ホウリス君「身近な買い物の場面を想像しながら、 ～ のいつの時点で契約が成立したといえるか、考えてみてね。」</p>	<p>50</p>
<p>解説</p> <p>1</p>	<p>【シーン6】</p> <p>03:56 ホウリス君「みんな、何番だと思ったかな？ 答えは、 の、店員さんが佐々木さんに対して「10,000 円ですが、 いかがでしょうか。」と言い、佐々木さんが「じゃあ、これください。」 と言った時だよ。 なぜかと言うと、契約は、自分と相手がお互いに合意をした時に 成立したと言えるからなんだ。 先ほどの例だと、売り手の「売ります」という意思表示、買い手 の「買います」という意思表示、この2つが一致し、合意ができ て、はじめて、成立したと言える。 お互いに、「自分は何をしなければならないのか。」、 「相手には 何をしてもらえるのか。」ということの合意ができた時とも言 えるね。</p> <p>04:54 ホウリス君「「契約」という言葉を聞くと、 「契約書」をイメージする人もいるかもしれない。」</p>	<p>50, 51</p>

(不動産の取引のイメージや、事後の紛争トラブルのイメージを背景に出す。)

05:02

ハウリス君「確かに、マイホームや車など、
なかなか買えない高価なものを買うときは、
契約書を作成するのが一般的だし、
契約書は、契約の内容が詳しく書かれている
とっても重要な書類だよ。
でも、「契約書」は、契約の成立に
絶対に必要なものではないんだ。
契約は、お互いが合意したときに成立するから、
たとえ「口約束」でも、
契約が成立するということを、知っておいてね。」

(「契約自由の原則」を背景に出す。)

05:44

ハウリス君「そして、契約をしようとする時には、そもそも契約を
するかどうか、
誰と契約をするか、どのような内容の契約にするかなどを、
契約をする人たちが自由に決めることができる。

これは、「契約自由の原則」といって、
「私法」の大原則なんだよ。」

【シーン7】

(法律上の「権利」,「義務」を背景に出す。)

06:15

ハウリス君「いったん成立した契約は、
お互いに守らなければならない。
それは、契約によって「権利」と「義務」が発生するから
なんだ。

【シーン8】

06:29

ハウリス君「先ほどの佐々木さんの買い物を振り返ってみよう。」

	<p>(佐々木さんの買い物シーンを回想)</p> <p>ハウリス君「店員さんと佐々木さんは、「バッグを売ります」, 「バッグを買います」とお互いに合意したから, 契約が成立したんだよね。 契約が成立したことで、佐々木さんには, 店員さんからバッグを渡してもらえる権利が発生すると同時に, 店員さんに対して代金を支払う義務が発生したと言える。 同じ契約を店員さんの方から考えてみると, 店員さんには、佐々木さんから代金を支払ってもらえる権利が 発生すると同時に、佐々木さんに対して バッグを渡す義務が発生したということになるね。」</p>	
	<p>【シーン7の続き】</p> <p>(場面を展開。契約が守られなければどうなるか、各事例のイメージ映像を映す。)</p> <p>07:28 ハウリス君「もしも、契約は成立したのに、 その内容が守られなかったら、 どんな社会になっちゃうと思う？ 想像してみて。」</p> <p>(事例のイメージを背景に出す。)</p> <p>07:43 ハウリス君「自分の好きなアーティストのコンサートチケットを、 頑張っておこづかいを貯めて買ったのに、 お店の人がチケットを渡してくれなかったら、 とても困るよね。</p> <p>07:58 契約が成立すると、お互いに「権利」と「義務」が発生し、 その義務を法的に守らなければならなくなる。 これを、「契約の拘束力」と言うんだ。</p> <p>08:15 実際の社会では、契約を守らず、契約の相手に損害を 与えてしまったら、その損害を賠償するといった責任が 発生することもある(損害賠償のテロップ。次の「だから、 その～」の説明時に、「契約の内容をよく確認し、契約を</p>	

	<p>することが大事」のテロップを追加)。</p> <p>だから、その契約が本当に守れるものかどうか、 契約の内容が自分の考えているものと違ってないか どうかなど、よく確認してから、契約をすることが大事だね。」</p>	
問題 提起	<p>【シーン9】 08:49</p> <p>2 ホウリス君「ここまでは、いったん契約が成立すると、 お互いに権利と義務が発生し、これを守らなければならないと いうことを見てきたね。 でも、どのようなことがあっても 一度結んだ契約は解消できないのかな。 これから、先ほどの続きとして、 3つの事例を紹介するから、 それぞれの事例について、 契約を解消することができるのかどうか、 理由といっしょに考えてみよう。」</p>	57
	<p>【シーン10】事例1 (佐々木さんが、先ほどのお店を出た後、引き続き、街をブラブラし、ショー ーウィンドウを眺めていると。)</p> <p>09:38 佐々木「あれ！ さっきのバッグ、こっちの店でもバーゲンセールで売られて る。」</p> <p>(商品を確認し、先ほど購入したバッグと全く同じであり、かつ、値段が半 額であることを知る。)</p> <p>佐々木「さっきの店の半額なんだ・・・。」</p> <p>(先ほどのお店に戻る佐々木さん)</p> <p>09:52 佐々木「すみません。先ほどこちらで購入したこのバッグなんですけど、 すぐ近くのお店でもっと安く売っていたんです。 返品するので、代金を返してもらえませんか？」</p>	

<p>【シーン 1 1】 事例 2 (佐々木さんが帰宅する。)</p> <p>10:10 佐々木「ただいま～。見てみて！　かわいいバッグ，買っちゃったんだ。」</p> <p>10:16 母「えー。なんだぁ，お母さんも，あなたにあげようと思って，おんなじバッグ買ってきちゃったわよ。」</p> <p>10:23 佐々木「えー，そうなんだ・・・。 うーん，さすがに同じバッグ 2 つは要らないなあ・・・。」</p> <p>(佐々木さんが，商品を買ったお店に電話。)</p> <p>10:32 佐々木「すみません。今日，そちらのお店でバッグを購入した佐々木といたします。 実は，全く同じバッグを家族が買ってしまいまして，返品したいのですが，代金を返してもらえませんか？」</p>	<p>【シーン 1 2】 事例 3 (佐々木さんが自宅に帰宅する。)</p> <p>10:53 佐々木「ただいま～。ねえ，見てよ。前からほしかった，「ヴィエル」のブランドバッグを買ってきたの。」</p> <p>(得意気に商品を取り出し，母に見せる佐々木さん。)</p> <p>11:01 母「あらよかったわねえ。・・・ん？でも，これ，ロゴが違うわよ。偽物なんじゃないの？」</p> <p>11:10 佐々木「どこどこ？・・・ほんとだ！これ偽物だ！店員が，「ヴィエル」だって言ったから買ったのに！！ひどい！！」</p> <p>(佐々木さんが，商品を買ったお店に電話。)</p> <p>11:21 佐々木「今日，そちらのお店でバッグを購入した佐々木といたします。」</p>
---	---

	<p>店員さんが、これは「ヴィエル」だって言ったから買ったのに、これはニセモノですよ？</p> <p>支払ったお金、絶対返してくださいね。」</p> <p>11:36</p> <p>(ホワイトアウト)</p> <p>ハウリス君「紹介したそれぞれの事例について、契約を解消することができるかどうか、理由といっしょに考えてみよう。」</p>	
<p>解説 2</p>	<p>【シーン13】</p> <p>11:58</p> <p>ハウリス君「それぞれの事例について、契約が解消できるか、できないのか、説明するね。</p> <p>まず事例1と事例2を見てみよう。」</p> <p>(それぞれのシーンを回想しながら。)</p> <p>12:12</p> <p>ハウリス君「事例1は、</p> <p>「同じ物がもっと安く売られていたので契約を解消したい」というケースで、</p> <p>事例2は、</p> <p>「家に同じ物があったので契約を解消したい」というケースだったね。</p> <p>どちらの理由も、佐々木さん側の都合であって、店員さんにとっては何の関係もないことといえる。</p> <p>このような場合には、</p> <p>原則どおり、いったん成立した契約は守られなければならない、契約は解消できないと考えられるよ。</p> <p>12:51</p> <p>でも、実際の僕たちの周りでは、このようなケースであっても、お店側のサービスで返品に応じてくれるケースが多いかもしれない。</p> <p>ただ、それは、あくまでもお店側のサービスであって、いつも応じてもらえるわけではないということは覚えておこうね。」</p>	<p>51, 52, 59, 61</p>

	<p>【シーン14】 (シーン12を回想しながら。)</p> <p>13:18 ハウリス君「次に、事例3をみてみよう。 この事例でも、先ほどの2つの事例と同じように、 店員さんと佐々木さんとの間で、 「このバッグを売ります」、「このバッグを買います」という 合意があったことには変わらない。 でも、この事例が他とは違うのは、 うそのブランド名を言って、店員さんが佐々木さんを だましていることだ。</p> <p>13:47 佐々木さんは、うそをつかれたことで、「ニセモノ」を 「ホンモノ」だと思い込み、このバッグを買おうと決めたんだ。 このような場合、「バッグを買います」という意思是、 佐々木さんの自由な意思とはいえず、佐々木さんと 店員さんとの合意は、本当の合意とは言えない。」</p> <p>14:09 ハウリス君「民法では、詐欺による契約、つまりうそをつかれて だまされて結んだ契約は 取り消すことができるとしている。 だから、このような場合には、 契約を解消することができるんだ。」</p>	
<p>問題 提起 3</p>	<p>【シーン15】 14:32 ハウリス君「最後に、もう1つ事例を紹介するよ。 この事例でも、契約を解消できるのかどうか、 「契約自由の原則」の内容を思い出しながら、考えてみてね。」</p> <hr/> <p>【シーン16】 (事例4) (電話を受ける鈴木さん、電話口から当選の声が・・・。)</p> <p>14:51 S 「このたびは、御当選おめでとうございます。鈴木様が定期購読されてい</p>	<p>58</p>

るファッション雑誌の読者プレゼントに見事当選されました。」

鈴木 「そうですか、ありがとうございます。」

S 「景品のポーチをお渡しいたしますので、当事務所まで受け取りに来ていただけますか？」

鈴木 「はい。では、これから伺いますね。」

(移動)

15:22

S 「おめでとうございます。こちらが景品のポーチです。ところで、せっかく事務所までお越しいただいたので、当社で取り扱いをしている商品についても御説明差し上げたいのですが、少しお時間よろしいでしょうか。」

(鈴木さんの頭にズームイン、鈴木さんの心の声・・・)

15:40

鈴木 「(本当はポーチをもらってサッサと帰る予定だったけど、タダでもらって帰ったら、申し訳ないかな・・・)」

15:48

鈴木 「ええ、少しの時間でしたら、大丈夫ですよ。」

S 「ありがとうございます!!」

S 「早速、見本の商品をお持ちしますね。」

(数分後)

16:04

S 「お待たせいたしました。鈴木様にお似合いだと思うお財布を何点かお持ちしました。この中では、どれがお気に召しましたか？」

(デザインの違う財布数点・・・UP)

16:14

鈴木 「そうですね・・・。これなんて、色も形も素敵だと思います。」

S 「こちらを気に入ってくださるなんて、さすが鈴木様、とてもお目が高いですね。

こちらは、10万円以上するブランド商品なのですが、本日は、せっかくお越しいただいた鈴木様のため、特別に、

	<p>6万円にお値引きさせていただきます。 いや～数あるお財布の中から，一番品質の良いこちらに 目がとまるなんて，ホントお目が高い！」</p> <p>16:51 鈴木 「いえ……。 (確かに品は良さそうだけど， 6万円は私には高すぎるし……。)」</p> <p>(Sがペラペラ話しているシーン)</p> <p>17:01 鈴木 「その……。 (色々とおだてられて，断るタイミングが難しいな。)」</p> <p>(Sが更にペラペラ話しているシーン) (場面変わって・家路に着く鈴木さん)</p> <p>17:12 鈴木 「はぁ……。 ，何でこんなに高価な財布を買ってしまったんだろう。 おだてられて断り切れなかった……。 」</p>	
	<p>【シーン17】 (ハウリス君登場)</p> <p>17:23 ハウリス君「鈴木さん，店員さんの勢いに押されて， 断り切れずに契約したみたいだね。 今回のケースでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホンモノのブランド品で，10万円以上の価値がある財布を 6万円で購入した。 ・店員さんと鈴木さんの間で「財布を売ります。」，「財布を 買います。」という合意があった。 という事情がある。 このような場合，後から契約を解消することができるか どうか，考えてみてね。」 	
<p>解説 3</p>	<p>【シーン18】 (ハウリス君登場)</p> <p>18:09 ハウリス君「どうだったかな。 まず，少し振り返ると，「契約自由の原則」とは，</p>	<p>53, 54</p>

そもそも契約をするかどうか、誰と契約をするか、
どのような内容の契約にするかなどを、
契約をする人たちが自由に
決めることができるということだったよね。

18:34

でも、実際の社会のことを考えてみると、
一般の消費者と、会社などの事業者とでは、
情報量や
交渉力に大きな差があるよね。
だから、本当の意味で、消費者が、事業者と対等に
契約内容などの交渉をすることは難しく、
消費者が自由な意思で契約を結んだとはいえない場合も
多いんだ。

そこで、消費者を保護するための法律や制度が
整備されているんだよ。」

(消費者契約法、特定商取引法、クーリング・オフを紹介する。)

19:12

ハウリス君「今回の事例ではどうかな。

鈴木さんは、だまされて二セモノを買ったわけではなく、
「10万円以上の価値がある財布を、6万円で買う」と
いう内容で、店員さんと合意をしている。
だから、成立した契約は解消できないようにも思えるね。
でも、先ほど紹介した「消費者保護」という視点から考えてみて。」

(先ほどの事例を回想しながら)

19:45

ハウリス君「みんなは、「クーリング・オフ」って知っているかな。

鈴木さんは、財布の購入を勧められるとは知らされないまま、
電話で呼び出されて事務所まで来て財布を購入している。
これは、「アポイントメントセールス」といって
訪問販売の一種なんだ。
このような販売方法の場合、契約書面等を受け取ってから
8日以内であれば、「クーリング・オフ」により

契約を解消することができるんだ。
今回の事例も、この制度を使って契約を解消できると
言えそうだね。」

(イメージ映像(鈴木さんが取り囲まれている)を背景に)

20:29

ハウリス君「それに、もしこのケースがもっと悪質な販売方法だったら、
別の方法で契約を解消できる可能性もあるんだ。
例えば、何人にも取り囲まれて、
「終電が近いから帰りたい」って言っているのに
帰らせてもらえない。
それどころか、「こんなに熱心に勧めたんだから
誠意を見せてよ。」なんて言われて、
困ってしまって契約をした場合なら、どうかな。」

21:01

ハウリス君「このように、事業者からの不当な勧誘とも言えるような
販売方法で成立した契約は、
クーリング・オフができる期間が過ぎた後であっても、
「消費者契約法」という法律によって
契約を解消できることもあるよ。

21:23

ほかに、未成年者が契約をした場合は、
未成年者であるということを理由に、
契約を解消できる場合もある。
このような制度があるのは、未成年者は、
大人と比べて取引の知識や経験が不足しているし、
判断能力も未熟だということで、
法律で保護されているからなんだ。」

ハウリス君「みんなが大人になるにつれて、契約をする場面が
どんどん増えていくと思うけれど、消費者を保護する
色々な制度、法律があるっていうことを、是非知っておいてね。」

(22:06)

中学生向け視聴覚教材シナリオ（案）

(3) 「私たちのくらしと憲法」

学習目標：身近な例を通して、「みんなで決めるべきこと」から民主主義や国民主権を、「みんなで決めてはならないこと」から基本的人権の尊重を、理解させる。憲法が、民主主義を実現するための政治の仕組みと、民主主義によっても侵すことのできない基本的人権の尊重に関することを定めたものであること、日本国憲法の意義について理解させる。

チャ プタ ー	シナリオ概要	教 材 頁
問題 提起 1	<p>【シーン1】タイトル 00：00～ ハウリス君「私たちのくらしと憲法」</p> <hr/> <p>【シーン2】 00：12～ ハウリス君「僕ハウリス君，よろしくね。 ここはとある王国……。頭が良くて国民思いの王様は，毎日毎日，国民のためを思い，朝から晩まで働いていた……。その国の政治をはじめ，裁判や法律づくりまで，全て王様一人で行っていたんだ……。 そしてある日，2人の国民が王様の作る法律について話していた。」 00：46～ （王様が先頭に立って，法律の策定，裁判等をしているイメージ） 国民1「私たちの国の王様は，国民思いで，働き者で，とても立派な方ね。それに，法律にも科学にも詳しくて，本当に何でもできる方だわ。 今，王様は，どうしたら国民の健康を守るのか，悩んでおられるんだって。この間，国民全員に毎日1時間の運動を義務付ける法律を作ってくださったおかげで，みんなの身体の調子も良いみたいよ。」 01：18～ 国民2「確かに王様は，国民のことを考えてくださっているとは思うけど……。足が悪い私のおばあちゃんは毎日運動するのが本当に大変そうなの。王様は法律を作るとき，おばあちゃんみたいに運動するのが難しい人のことは考えてくださったのかしら。それに，私は，全員に運動を義務付けるのではなくて，運動をしたら何か特典がもらえるとかが，そういう法律にした方が良かったらいいな。」</p>	69

	<p>たと思うんだけどな。王様も全ての分野の専門家ではないし、やっぱり1人で決めるのって、限界があるんじゃないかなあ。」</p> <p>02:02~</p> <p>国民1「あら、そんなことはないわよ。王様にお任せするのが一番みんなのためになると思うわ。」</p> <p>国民2「そうかしら・・・。」</p> <p>国民1「今日も、私たちのために作った新しい法律を発表されるそうよ。見に行きましょう。」</p>	
	<p>【シーン3】</p> <p>02:24~</p> <p>(王様が、集まった国民の前で、新たな法律を発表する。)</p> <p>王様「先日、毎日1時間の運動を義務付ける法律を作ったものの、まだこれだけでは、足りんように思う。みんなが健康で働き続けられる国であることは、国の豊かさにも関わる。そこで、国民の健康を守るために、新たな法律を作ることにした。」</p> <p>02:50~</p> <p>国民1「王様の仰るとおりだわ。」</p> <p>02:53~</p> <p>王様「健康な体を維持するには、「運動」だけではなく、「睡眠」も大切であることが、科学的に証明されておる。」</p> <p>03:01~</p> <p>国民1「さすが王様。科学にお詳しいのね。」</p> <p>03:06~</p> <p>王様「そこで、我が国では、国民全員が、毎日8時間の睡眠をとることができるようにする。そのため、午後10時以降翌日午前6時までは、外出を禁止し、テレビやラジオの放送を止め、電気の供給も最少限にすることに決めた。」</p> <p>03:30~</p> <p>国民2「夜10時以降外出禁止・・・？ それにテレビも放送しないの・・・？」</p> <p>03:37~</p> <p>国民1「あら、良いじゃないの。しっかり睡眠を取らないと、体に良くないわ。」</p> <p>03:45~</p> <p>国民2「いくら王様だって、そんなことまで決めて良いとは思えないわよ。夜に働いている人だってたくさんいるし、夜中何かあったら救急車やパトカーは来てくれるの？ それに、電気の供給が最少限になったら、夏の暑い日はエアコンが使えなくなるかもしれない。この法律はおかしいわ。」</p>	

	<p>04 : 10 ~ 国民1「王様が、国民みんなの健康を想って、科学的に正しいことをしているんだから、これで良いのよ！」</p> <p>04 : 19 ~ 国民2「そうかしら・・・？」</p> <hr/> <p>【シーン4】</p> <p>04 : 22 ~ (ハウリス君が登場) ハウリス君「この国の王様は、国民のことを大切にす、立派な王様のようなね。この王様は、国のこと全てを1人で決められる権限を持っていて、法律を作るときも、他の人の意見を聞く機会はないみたい。 国民の健康を守るために、王様が一生懸命考えて作った法律だけど、一部の国民はあまり納得がいかない様子だったね。どうして、こんなことになったんだろう。」</p> <hr/> <p>【シーン5】</p> <p>04 : 57 ~ ハウリス君「もし、君が王様で、国民の健康を守るために、自由に法律を作れるとしたら、どんな法律を作るかな？そして、その法律は、他の人からはどう評価されるだろう。 まず、自分ならどんな法律を作るか考えてみよう。そして、お互い、他の人が考えた法律の良いところや、その法律を作ったことで、困ることになる人がいないか、評価し合ってみよう。」</p>	
<p>解説 1</p>	<p>【シーン6】</p> <p>05 : 44 ~ ハウリス君「みんな、どんな法律を作ったかな？そして、その法律を、他の人たちはどう評価しただろう？ 自分が作った法律について、他の人たちから反対意見が出たり、他の人が作った法律について、自分は賛成できないと思ったりしたことあったんじゃないかな。 人にはそれぞれの考えがあるし、世の中のこと全てを知っている人なんていないよね。</p> <p>06 : 17 ~ だから、誰か1人だけで法律を作ると、どうしても偏った内容になったり、</p>	<p>69, 70</p>

一部の人だけが不当に不利益を受ける内容になったりすることもあるんだ。
そういうことが起こらないようにするためには、なるべくたくさんの意見を聞きながら法律を作ると良さそうだね。

みんなの話合いの中でも、「自分の考えた法律より、こっちの法律の方が良さそうだな」と思ったり、お互い評価し合う中で、自分だけでは思いつかなかった別のアイデアが浮かんだりした人もいたんじゃないかな。

06 : 58 ~

先ほど見てもらった王様の事例では、こうやっていろいろな意見を聞いて、もっと良い法律を作るチャンスを逃しているかもしれないね。」

【シーン7】

07 : 12 ~

ハウリス君「では、法律を作ることを含め、政治の在り方を決めるときに、なるべくたくさんの意見を聞いて決めるには、どのようにしたら良いんだろう？」

(場面展開。「民主主義」と「国民主権」のテロップを出しながら)

07 : 24

ハウリス君「1つの考え方として、国の政治の在り方は、みんなで決めることにすれば良いよね！ そうすれば、一部の人の考えだけでなく、いろいろな立場の人たちの意見を政治に反映させることができる。このように、国の政治の在り方はみんなで決めるべきであるという考え方を「民主主義」というんだ。

07 : 53 ~

「民主主義」とほぼ同じ意味で、「国民主権」という言葉もある。これは、国の政治の在り方を最終的に決定する力は、国民にあるという考え方なんだ。」

導入	<p>【シーン8】</p> <p>08：12～</p> <p>ホウリス君「ここまで、「国の政治の在り方はみんなで決める」という「民主主義」について見てきたけれど、「みんなで決める」って、どういうことなんだろう。身近なことで考えてみよう。」</p> <p>（場面展開。学校の教室の中）</p> <p>ホウリス君「みんなの学校では、クラス全員で何かを決めるとき、どのような方法で決めているかな？」</p> <p>（生徒3人が集まって話しているシーンに場面展開）</p> <p>08：40～</p> <p>生徒女 A「今度の学級会で、文化祭でのクラスの出し物を決めなくちゃいけないんだって。どういう方法で決めれば良いと思う？」</p> <p>08：54～</p> <p>生徒男 B「手っ取り早く決めちゃいたいし、「じゃんけん」とか「くじ」で良いんじゃないかな？」</p> <p>08：59～</p> <p>生徒女 C「でも、クラス全体に関わることを決める時に、「じゃんけん」や「くじ」みたいな運次第の決め方をするのは良くないよ。」</p> <p>09：09～</p> <p>生徒女 A「確かにそうだね。じゃあ、クラスみんなの意見を反映するには、どうしたら良いかな。」</p> <p>09：17～</p> <p>生徒男 B「みんなで話合いをして、「全員一致」で決めれば、どうだろう。」</p> <p>09：23～</p> <p>生徒女 C「確かにそれなら、クラス全体の意見を反映できそう。でも、1人でも反対する人がいたら、話がまとまらなくて、時間がかかりすぎると思うよ。少ない人数の話合いならともかく、クラス全体で何かを決めるときに「全員一致」で決めるのは難しそうね。」</p> <p>09：47～</p> <p>生徒女 A「じゃあ、みんなで意見を出し合って、多数決で決めようか。」</p> <p>09：53～</p> <p>生徒男 B「まずみんなで出し物の候補を話し合って、それからどれが良いか多数決で決めれば、クラスみんなの意見を反映できそうだしね。」</p>	71
----	--	----

10 : 10 ~

(ホウリス君が話す場面に戻る。)

ホウリス君「文化祭でのクラスの出し物の決め方について話しているところを見てもらったけど、みんなも、クラス全体で何かを決めるとき、一番よく使う方法は、やっぱり「多数決」なんじゃないかな？

この方法だと、多数決の投票をするまでに、みんなでしっかりと話し合いをすることで、多数決の結果に、クラスの多くの意見を反映できる。それに、時間がかかりすぎることもなく、物事を決めることができるから、「多数決」はみんなで何かを決めるときに有効な手段だと言えそうだよ！ だから、多数決の方法は、国の政治の在り方をみんなで決める「民主主義」でも、多くの場面で使われているよ。」

<p>問題 提起 2</p>	<p>【シーン 9】 11:03~ ホウリス君「次に、どんなことでも、みんなで多数決で決めて良いのか、考えてみよう。まず、次に紹介するいくつかの事例について、みんなで決めるべきことなのか、そうではないのか考えてみてね。」</p>	<p>71 ~ 73, 78</p>
	<p>【シーン 10】 11:30~ <事例 1: クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方>(映像には「事例 1」とのみ表示。以下同じ。) 学級委員長「これから、みなさんの昼休みの過ごし方について、決めていきます。まずは、小林君の過ごし方について、みなさん、意見を出してください。」 (話し合いのシーン) 11:48~ 学級委員長「では、みなさんから意見が出た「 次の授業の予習をする。」、「 部活動の自主練習をする。」、「 毎日日替わりで、クラスメイトの誰かとお喋りをする。」の 3 つから、みなさんに多数決で決めてもらいたいと思います。」</p>	
	<p>【シーン 11】 12:15~ <事例 2: クラスの掃除当番の決め方について(1)> 学級委員長「これから、掃除当番の決め方について話し合いをします。どのような方法で掃除当番を決めれば良いか、みなさん、意見を出してください。」 (話し合いのシーン) 12:35~ 学級委員長「では、みなさんから意見が出た「 班ごとに、1 週間交代で行う。」、「 出席番号順で、5 人ごとに日替わりで行う。」のどちらか、みなさんに多数決で決めてもらいたいと思います。」</p>	
	<p>【シーン 12】 12:54~ <事例 3: クラスの掃除当番の決め方について(2)> 学級委員長「これから、掃除当番の決め方について話し合いをします。どのような方法で掃除当番を決めれば良いか、みなさん、意見を出してください。」</p>	

	<p>13:11～ 生徒男 D「掃除は放課後にするんだから、放課後に時間のある生徒がやれば良いと思います。僕は、毎日野球部の練習が忙しいから、掃除をしている時間なんてないんだ。」</p> <p>13:25～ 生徒女 E「私だって、水泳部の練習があって忙しいよ。」</p> <p>13:32～ 生徒男 F「僕も、毎日、吹奏楽部の練習があるから、掃除をしている時間はないなあ。」</p> <p>13:37～ 生徒女 E「私たちのクラスには40人の生徒がいるけど、そのうち5人は、部活動をしていないから、その5人に掃除をしてもらえば良いんじゃないかな。」 (話し合いのシーン)</p> <p>13:52～ 学級委員長「では、みなさんから意見が出た「部活動をしていない5人で行う。」か「クラス全員が、出席番号順で、5人ごとに日替わりで行う。」のどちらか、みなさんに多数決で決めてもらいたいと思います。」</p>	
	<p>【シーン13】</p> <p>14:12～ <事例4：学校の行事中に騒いだ生徒に反省を促す決定について> 学級委員長「先日の学年集会中に騒いだ上田君に反省してもらうため、クラスとしてどのような決定をすれば良いか、みなさん意見を出してください。」 (話し合いのシーン)</p> <p>14:35～ 学級委員長「では、「学年通信に今回の上田君のことを載せて、学年の生徒と保護者全員に知らせる。」か、「今後、クラスの全員との会話を禁止する。」のどちらか、みなさんに多数決で決めてもらいたいと思います。」</p> <p>15:00～ (ホワイトアウト) ハウリス君「紹介したそれぞれの事例について、みんなで決めるべきことなのか、そうではないのか考えてみてね。」</p>	
<p>解説 2</p>	<p>【シーン14】 15:20～</p>	<p>72, 73,</p>

<p>ホウリス君「みんな、どうだったかな。</p> <p>まず、<事例1>の小林君の昼休みの過ごし方だけど、これは、基本的には小林君個人の判断に任せるべきことであって、みんなで決めるのは不適切だよな？</p> <p>15：39～</p> <p>次に、<事例2>のクラスの掃除当番の決め方だけど、クラス全員が交代で行う掃除は、みんなに関係がある。クラス全員に関わることは、クラスみんなの意見を反映させるために、みんなで決めるべき。だから、特定の生徒だけで決めるのではなく、クラス全員で決める必要があるね。</p> <p>16：06～</p> <p><事例3>では、このまま投票をすれば、部活動をしている生徒35人の多くが「部活動をしていない5人で掃除を行う。」に投票しそうだね。この場合も、部活動をしていない5人は、その結果に従わなければならないんだろうか。</p> <p>先ほどと同じように、掃除当番の決め方は、みんなで決めるべきこと。</p> <p>でも、この事例のように、部活動をしていない5人、という特定の少数者だけに、掃除当番という不利益を不当に押し付けることは多数決で決めてはならないんだ。</p> <p>自分が少数者の側になったときのことを考えてみれば、このような多数決が認められるべきではないことは分かるよね。</p> <p>多数決で物事を決める場合でも、「自分」とは異なる意見や利害を持つ「他人」を尊重することが大事なんだ。</p> <p>17：13～</p> <p>最後に、<事例4>にあった2つの決定は、いくら上田君の反省を促すためとはいえ、上田君の人格や気持ちを無視して、人として尊重していない、上田君個人の尊厳を否定する内容だよな。個人の尊厳を尊重することはとても大事なこと。だから、多数決でも、個人の尊厳を否定する決定をしてはならないんだ。」</p>	78
<p>【シーン15】</p> <p>17：48～</p> <p>ホウリス君「みんなで多数決で決めてはいけないことをまとめると、</p> <p style="padding-left: 40px;">個人の判断に任せるべきこと</p> <p style="padding-left: 40px;">特定の少数者だけが不当に不利益を受けること</p> <p style="padding-left: 40px;">個人の尊厳を否定すること</p>	

	<p>となる。</p> <p>(上記 から をテロップで表示)</p> <p>個人の判断に任せ、個人の自由を尊重すること(にズーム)も、特定の少数者だけが不当に不利益を受けないようにすること(にズーム)も、個人の尊厳が否定されないようにすること(にズーム)も、個人の権利を尊重するという点で共通しているね。これを「基本的人権の尊重」と言って、これに反することはたとえ多数決でも決定できない。</p> <p>これは、国の政治の在り方を決める場面でも同じで、「基本的人権の尊重」に反することは多数決で決めてはならないんだ。」</p>	
<p>解説 3</p>	<p>【シーン16】</p> <p>18:58~</p> <p>ハウリス君「これまで、民主主義・国民主権や基本的人権の尊重について見てきたよね。</p> <p>実は、こういったことを定めているものが、世界の多くの国の「憲法」なんだ。「憲法」は大きく分けて次の3つを定めたものであると言えるよ。</p> <p>(下記 ~ をテロップに表示)</p> <p>民主主義・国民主権 基本的人権の尊重 三権分立</p> <p>(~ の以下の説明について、これまでの回想シーンに加え、イラストを多用する。)</p> <p>19:36~</p> <p>まず、一つ目の「民主主義」は、王様が1人で自由に法律を決めるのではなく、法律を含めた国の政治の在り方は、国民みんなで決めるべきということだったね。ほぼ同じ意味の「国民主権」は、国の政治の在り方を最終的に決定する力が国民にあるということだった。(「決めるのではなく」までは、前半の王様の事例の回想シーンを、その後は、国民みんなで物事を決めているシーン(イラスト)を使用)</p> <p>そして、みんなで物事を決める有効な方法として、多数決があったね。(シーン11など、多数決の事例の回想シーンを使用)</p> <p>でも、最終的に多数決で決めるとしても、その法律が本当に必要なのか、どういった法律案にするか、法律案の内容に問題はないかということ、しっかりと議論することが大事なんだ。だけど、国民全員が集まり、話し合いで決めるのは不可能だから、日本では、選挙という手続で代表者を選び、その人たちに議論をしてもらって法律を作る仕組みをとっている。だから、選挙</p>	<p>74 ~ 77</p>

で投票をすることは、自分の意見を国の政治の在り方に反映させるとても大切な行動なんだよ。(投票を行っているイラスト、議会で代表者が議論しているイラストを使用。議会のイラスト中、議員は男女同数とし、中央で話をしている人物と、中段左の人物を女性に変更する。)

21 : 03 ~

二つ目の「基本的人権の尊重」は、多数決でも侵害できない大切な価値だったね。

21 : 13 ~

三つ目の「三権分立」というのは、(テロップを出して)、「立法権」, 「行政権」, 「司法権」の3つの権力を、それぞれ別々の機関が行使する仕組みにして、それぞれきちんと役割を果たしているかどうかをお互いに監視し、チェックし合えるようにすることなんだ(3つを三角形に配置し、お互いに矢印)。

もし、この3つの権力全てを特定の人や機関が独占していたらどうなるだろう(3つを独占しているイラスト)。

そうしたら、法律を決めることも(「立法権」をクローズアップ)、政策を行うことも(「行政権」をクローズアップ)、法律や政策が正しいかどうかの判断も(「司法権」をクローズアップ)、全て権力を独占している人たちだけで行うことになる。

21 : 56 ~

これでは、民主主義は実現できないし、権力の濫用が起こりやすく、国民の基本的人権が尊重されない。

だから、「民主主義」や「基本的人権の尊重」を実現するために、「三権分立」という仕組みがとられているんだよ。」

【シーン17】

22 : 27 ~

ハウリス君「最後に、日本国憲法について、一緒に見てみよう。

日本国憲法では、これまでみてきた内容に加えて、「平和主義」が定められているよ。国民の基本的人権が守られるためには、国が平和であるということも、とても大事だよ。この「平和主義」と「国民主権」, 「基本的人権の尊重」が、日本国憲法の基本的原則となっているんだ。

(背景に、日本国憲法の章立てを見せる。)

23 : 01 ~

日本国憲法の内容をおおまかに見てみると、前半部分にこの基本的原則が

(前文, 第1章から3章にズーム) 定められていて, その後に, 立法権は国会, 行政権は内閣, 司法権は裁判所がそれぞれ行使すること, つまり, 三権分立の仕組みをとっていることなどが定められている(第4章から6章にズーム)。

そして, 第10章には, 日本国憲法が国の最高法規であり, 憲法に違反する法律や政治的な行為は認められないことなどが定められているよ。」

~ 23 : 44

中学生向け視聴覚教材シナリオ（案）

(4) 「司法」

学習目標：具体的な紛争事例を用いて，法的問題を発見し，紛争の原因や争点を分析・評価した上で，その内容に即した解決について考え判断させるとともに，法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解させる。

チャ プタ ー	シナリオ概要	教 材 頁
導入	<p>【シーン1】タイトル</p> <p>00:00～</p> <p>ハウリス君「司法」</p>	92 93
	<p>【シーン2】</p> <p>00:12～</p> <p>ハウリス君「僕ハウリス君。よろしくね。</p> <p style="padding-left: 2em;">みんなは，誰かと争いごとになったことはあるかな？ 例えば，貸した本を返してくれない友達と言い争いになったりしたことはない？</p> <p style="padding-left: 2em;">そんな争いごとが起きた時，みんなはどうやって解決してきただろう。話し合いで解決できたことが多いかな？</p> <p>00:39～</p> <p style="padding-left: 2em;">兄弟げんかの場合は親が，友達同士のけんかでは，別の友達や先生が間に入って解決できたこともあるかもしれないね。</p> <p style="padding-left: 2em;">ただ，話し合いでは解決できない場合もあるよね。</p> <p style="padding-left: 2em;">そんなときはどうしたら良いだろう？</p> <p style="padding-left: 2em;">争いごとをそのままにしておくと，それが原因で新しい争いごとが起きるかもしれない。場合によっては力づくで解決しようとする人だって出てくるかもしれないね。</p> <p>01:15～</p> <p style="padding-left: 2em;">そういった混乱を避けるために，国が「裁判」という争いごとの解決手段を準備しているんだよ。</p> <p style="padding-left: 2em;">例えば，「貸した本を返してもらえない」という争いごとがあった場合に行う「本を返してほしい」という裁判は，民事裁判っていうんだ。」</p>	

	<p>ホウリス君「では、「裁判」は、話し合いとどう違うんだろう？</p> <p>01：42～</p> <p>話し合いの場合、当事者同士が合意して初めて争いごとが解決できるね。これに対して、裁判は、当事者同士の合意が難しい場合に、中立の立場の裁判官が、法律などに従って判断を下すものなんだ。</p> <p>裁判官が下す判断、これを「判決」って言うよ。判決には、その内容を強制的に実現する力がある。</p> <p>02：18～</p> <p>例えば、「100万円を返さない」という判決が出たのに返さないでいると、返さない人の給料を差し押さえることもできるんだ。</p> <p>このように判決には、争いごとを最終的に解決するための強い力が与えられている。これは、判決が、裁判官という中立で公平な第三者が、公正な手続をとって下すものだからなんだよ。</p> <p>そして、裁判を公正に行うための手続は法律で決められているんだ。</p> <p>民事裁判では、基本的に、争いごとの当事者が、それぞれ自分の主張と、その裏付けとなる証拠を提出するんだ。そして、裁判官は、その主張や証拠に基づいて、どのような判決を下すのかを決めるんだよ。」</p>	
<p>問題 提起</p>	<p>【シーン3】</p> <p>03：22～</p> <p>ホウリス君「これから、ある交通事故を例にした民事裁判を見てみよう。</p> <p>みんなも、登場人物になったつもりで、自分だったらどうするかを考えながら、見てみてね。」</p> <p>【シーン4 - 1】</p> <p>03：40～</p> <p>道路を走る川田さんの自動車の状況。</p> <p>カーブにさしかかると、大型ダンプカーが現れ、そちらに注目して走る川田さん。</p> <p>03：44～</p> <p>車を運転する川田さん・・・。</p> <p>川田さん「あっ、ダンプ。危ない！」</p> <p>03：56～</p> <p>視線を戻すと、道路を渡ろうとしている山野さんが視界に入る。</p> <p>目の前を横切る山野さんを見て</p>	<p>103 104</p>

川田さん「うわ！」

04：08～

川田さんは驚いてブレーキを踏むが、衝突してしまう。

川田さんは自動車から降りて山野さんに駆け寄り、

川田さん「だ、大丈夫ですか？」

04：12～

救急車と警察を呼び、救急車で病院に搬送される山野さん。

電話

川田さん「すみません。今、事故を起こしまして・・・。

救急車お願いします！」

【シーン4 - 2】

04：23～

ハウリス君「この後やってきた警察官は、事故現場の様子や、事故が起きたときの状況、山野さんのけがの状態などについて調べたんだ。その結果、どのようなことが分かったのか、聞いてみよう」

04：42～

警官「事故について調べた結果、

- ・事故現場は狭い道で、見通しの悪いカーブだったこと
- ・事故現場には横断歩道はなく

約30メートル離れた信号にしか横断歩道がなかったこと

- ・事故現場の道路の制限速度は時速30キロメートルでしたが、川田さんの車は時速60キロメートルで走行していたこと

- ・また、川田さんの運転する車がカーブに差し掛かった際、大型ダンプカーがセンターラインを越えそうになって川田さんの自動車に向かってきたこと

- ・川田さんはダンプカーに気を取られて、山野さんに気付くのが遅れたこと

が分かりました。

【シーン4 - 3】

05：42～

さらに山野さんや病院から話を聞いた結果、

- ・この事故によるけがで3か月の通院治療が必要になったこと
- ・治療費に月20万円、3か月合計60万円がかかったこと

・治療している間、仕事ができず、月30万円の収入、3か月合計90万円を得られなかったこと

・妻と中学生の子どもがいる山野さんの家族は、今回の事故によって、経済的に苦しくなったということが分かりました。」

【シーン5】

06:28~

ホウリス君「事故の後、山野さんと川田さんは話し合いをすることにしたんだ。その話し合いの様子を見てみよう。」

山野さん「この事故で、かかった治療費などのお金を支払ってください。」

川田さん「今回の事故が起きたのは、私だけの責任ではないので、私が全額負担する気にはなれませんよ。」

山野さん「いや、事故が起きた原因は、車を運転していたあなたにあります。だから、あなたには治療費などを支払う責任があるはずです。」

07:08~

ホウリス君「山野さんと川田さんは話し合いを続けたけど結局、話し合いでは調整がつかなかったんだ。そして・・・、」

07:16~

山野さん「治療費などを払ってもらえないのなら、裁判を起こします。」

07:24~

ホウリス君「こうして山野さんは、川田さんに対する民事裁判を起こしたんだ。裁判までの間に、山野さんは、事故現場近くの道路の写真を撮影したり、事故で負ったけがの診断書を入手したりして、証拠を集めて準備をしたんだ。

川田さんの方も、事故を目撃した人を探したりして、証拠を集めて準備をしたよ。

そして、山野さんと川田さんは、それぞれが集めた証拠を持って、裁判に臨んだんだ。

(法廷のイラスト)民事裁判では、訴えた人を原告、訴えられた人を被告と言うんだ。今回の事例では、山野さんが原告、川田さんが被告になるね。それに、民事裁判は、今回のように個人で起こすこともできるし、弁護士に

自分の代理人として裁判の対応をお願いすることもできるよ。」

【シーン6】

08:38~

民法第709条の条文を示す。

ハウリス君「民法第709条では、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。と定められているよ。

山野さんは、この民法第709条に基づいて、川田さんに対して、治療費などのお金の支払いを求める民事裁判を起こしたんだ。

内容を詳しく見てみよう。

09:12~

今回の事例では、川田さんがダンプカーに気を取られて山野さんに気付くのが遅れたことが「過失」に当たり得るんだ。

そして、川田さんがけがをさせたことが「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」に当たり得る。

また、けがの治療費や、仕事に行けず、得られなかった収入が「これによって生じた損害」に当たり得るんだ。

山野さんは、川田さんがこのような損害を「賠償する責任を負う」べきだ、として民事裁判を起こしたんだ。

(画面の上に民法709条が出ていて、「過失」「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害」「これによって生じた損害」「賠償する責任を負う」部分をそれぞれのタイミングで強調。画面では、これまで使った事故の場面、山野さんが通院している場面等を振り返り。)

09:52~

この裁判で、山野さんと川田さんは、どのような主張をすることができるのか。そして、その主張を基にして、裁判官は、どのような判断をするのか、理由と一緒に考えてみてね。」

1	<p>【シーン7】</p> <p>10:22~</p> <p>ハウリス君「山野さん，川田さんの主張として，どんなことを考えたかな。例えば，山野さんとしては」</p> <p>（画面を法廷に）</p> <p>山野さん「けがの治療にかかった60万円と，仕事を休んでいる間にもらうはずだった収入90万円の合計150万円が事故に遭って受けた「損害」に当たるので，この金額を支払ってください。」</p> <p>10:45~</p> <p>ハウリス君「このように請求することが考えられるね。それに加えて」</p> <p>山野さん「けがをして痛かったことも「損害」に当たるので，その分についてもお金を支払ってください。」</p> <p>11:02~</p> <p>ハウリス君「こういった主張をすることも考えられそうだよ。一方，川田さんとしては」</p> <p>川田さん「ダンプカーに気を取られた原因は，ダンプカーがセンターラインを越えそうになって私の運転する自動車に向かってきたことにあるので，私に「過失」はありません。」</p> <p>11:23~</p> <p>ハウリス君「こんな主張がありそうだね。別の主張としては」</p> <p>川田さん「私にも「過失」があることは認めますが，山野さんも，横断歩道が近くにあるのに，横断歩道のないところを渡ろうとしていたという「過失」があるのだから，そのことも考えて私が支払う金額を決めてほしいです。」</p> <p>11:47~</p> <p>ハウリス君「なんていう主張もあり得る。そして，山野さんと川田さんはそれぞれ自分の主張を裏付ける証拠を裁判所に提出するんだ。裁判官としては，このような山野さん，川田さんからの主張や証拠，そして民法第709条をもとにして，川田さんが山野さんにお金を支払うべきかどうか，支払うとし</p>
---	---

	<p>て、いくら支払うのが妥当かを公正に判断して、判決を下すんだ。</p> <p>12:22~</p> <p>このように、民事裁判では、訴えた人と訴えられた人が、それぞれ、自分の主張と証拠を出し合って、それを聞いた中立の立場である裁判官が、法律というルールの中で公正に判断を行うんだ。」</p>	
<p>解説</p> <p>2</p>	<p>【シーン8】</p> <p>12:43~</p> <p>ホウリス君「ここまでは、不注意で人にけがを負わせてしまった場合に、お金を支払う責任を負う例を見てきたね。</p> <p>これを民事責任と言うんだ。</p> <p>民事責任は、個人が別の個人に対して負うもので、さっき見た交通事故の事例では、川田さんが山野さんに対して負う責任なんだ。</p> <p>この民事責任とは別に、川田さんは、刑事責任と行政責任を負う可能性がある。</p> <p>一つの交通事故によって、3つの責任を負う可能性があるんだ。刑事責任と行政責任についても勉強しよう。</p> <p>13:31~</p> <p>まずは、刑事責任。川田さんが山野さんにけがを負わせたことは、刑罰の対象、つまり犯罪になり得るんだ。</p> <p>どのような行為が犯罪になるのかは法律で決められている。そして、犯罪を行った場合には、刑務所に入るといった刑罰を科されることがある。</p> <p>この刑事責任は、個人が国に対して負う責任なんだよ。</p> <p>14:08~</p> <p>次に、行政責任っていうものもあるんだ。</p> <p>日本では、「自動車を運転してもよい」という許可、つまり、運転免許を得た人だけが自動車を運転することができる。だけど、交通ルールを守れない人に対しては、運転免許が取り消されることもあるんだ。</p> <p>このような責任を行政責任っていうんだよ。</p> <p>14:39~</p> <p>このように、1つの行為について、民事責任、刑事責任、行政責任といった複数の責任を問われることもある。この責任の中から、特に刑事責任について、詳しく見てみよう。」</p>	109

【シーン9】

15 : 03 ~

ハウリス君「刑事責任を負うかどうかは、裁判官が刑事裁判で公正に判断するよ。

この刑事裁判がどんなものなのか、民事裁判とはどこがどう違うのか比べながら勉強しよう。」

(審理対象について)

ハウリス君「民事裁判は、当事者同士の争いごとを解決するために行う裁判だったね。一方、刑事裁判は、ある人が犯罪を行ったかどうかや、行ったといえる場合、どのような刑にするかということを判断する裁判だよ。」

(当事者、立証責任について)

15 : 49 ~

ハウリス君「民事裁判では、訴えた人を原告、訴えられた人を被告といていたね。そして、民事裁判では、原告と被告が、それぞれ、自分の主張と、それを裏付ける証拠を裁判所に提出していた。裁判官は、両方の当事者の主張と証拠、そして法律を基にして、公正な判断を行い、判決を下すんだったよね。

16 : 24 ~

一方、刑事裁判の場合、裁判を起こすことができるのは、検察官だけなんだ。検察官は、国の立場から、刑事裁判を起こして、当事者となる。そして、検察官から、犯罪を行ったとして訴えられた人のことは、「被告人」というよ。

刑事裁判でも、検察官と被告人、あるいはその弁護人がそれぞれ自分の主張をし、裁判所へ証拠を提出するよ。でも、刑事裁判では、検察官が、被告人の有罪を証明する責任を負っている。だから、検察官は捜査をして証拠を集め、被告人の有罪を裏付ける証拠を提出しなければならないんだ。

裁判官は、検察官と被告人の主張を聞き、証拠を検討した上で、被告人の有罪が証明されたかどうか、また、証明された場合にはどのような刑にするかについて、公正な判断を行うよ。」

(裁判官、検察官、弁護人について)

ハウリス君「刑事裁判に関わるのは、検察官、被告人、弁護人、そして裁判官。

それぞれの立場や役割について聞いてみよう。」

17 : 59 ~

(法廷の検察官にフォーカス)

	<p>検察官「私は、国の立場から裁判を起こし、被告人の有罪を証明し、刑の言い渡しを求めます。」</p> <p>（法廷全体図に戻った後、被告人にフォーカス）</p> <p>被告人「私は、犯罪を行ったとして訴えられた者です。」</p> <p>18：20～</p> <p>（被告人から横に動かし、弁護人にフォーカス）</p> <p>弁護人「私は、被告人が裁判で言いたいこと、例えば、「自分は犯罪を行っていない」といった主張や、「犯罪を行ったことは間違いないけれど、被害者に弁償をしたので刑を軽くしてほしい」などといった主張を裁判官に伝えるために被告人の支援を行います。」</p> <p>18：46～</p> <p>（法廷全体図に戻った後、裁判官にフォーカス）</p> <p>裁判官「私は、検察官と被告人、双方の主張を聞いて、証拠を検討し、被告人が有罪といえるかどうか、また、有罪の場合には、どのような刑にするかを公正に判断します。」</p> <p>ハウリス君「みなさん、ありがとうございました。それぞれの人の立場や役割がよく分かったね。」</p>	
<p>解説 3</p>	<p>【シーン10】</p> <p>19：17～</p> <p>ハウリス君「最後に、裁判員制度について勉強しておこう。</p> <p>裁判員制度は、刑事裁判のうち、一部の重大な犯罪の裁判を行うときに、一般の人たちから選ばれた裁判員が参加する制度だよ。裁判員は裁判官と一緒に、被告人が有罪といえるかどうかを判断し、有罪の場合にはどのような刑にするかを決めるんだ。</p> <p>19：54～</p> <p>裁判官の専門的な知識や経験に加えて、一般の人たちの経験や感覚を生かすことで、より良い刑事裁判が実現することになる。そうすることで、司法や裁判に対する国民の信頼を高めることが裁判員制度の目的なんだ。</p> <p>みんなも、将来、裁判員に選ばれることがあるかもしれない。</p> <p>裁判員に選ばれたときには、当事者の話をよく聞いて、証拠をよく検討し、公正な判断ができるようにしようね」</p> <p>～20：34</p>	<p>97 ～ 100</p>